

令和6年第4回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年4月30日(火) 午後2時00分

場 所 市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(16名)

欠席農業委員(3名)

出席農地利用最適化推進委員(11名)

欠席農地利用最適化推進委員(8名)

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 それでは、開会に先立ちまして、まず、大変申し訳ございませんが、議案書の訂正をお願いいたします。

3条その5 面積訂正

3条その6 取下げ

3条別紙 その1・2→その3・4

利用権設定等促進事業13・16 農地地目訂正

以上、訂正しておわび申し上げます。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和6年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が5件、農地法第5条関係が2件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が17件、合わせて24件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 議事に入ります。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和6年4月30日提出。会長矢野正則。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。

【その1からその5朗読】

以上、その1からその5の案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 農地法第3条その1、その2は関連がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、委任状添付のため、26日、委員と現場確認を行いました。また、代理人からは、現地番で間違いないとの連絡がありました。ともに耕作されており、他の農業者への支障はないものと思われまふ。

皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1、その2について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3、その4は関連がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る25日、委員と共有地の代表者、譲受人2名立会ひの下、現地を調査いたしました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いないとのことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思ひます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その3、その4について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る4月27日、委員と譲受人と現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認しました。双方とも、申請内容に間違ひはないとのことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思ひます。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について、原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年4月30日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、8ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る4月27日に、委員3人で現地調査を行いました。譲渡人と譲受人には、4月27日に現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも、申請内容について間違いのないとのことでした。申請地の周辺は住宅地のため、転用による農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様の審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、13ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る4月27日、委員と現地にて調査を行いました。また、設定人、被設定人については、申請内容を電話で確認をいたしました。双方とも、申請内容について間違いはないということでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われれます。

皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和6年4月30日提出。会長矢野正則。

会 長 農業委員等に関する法律第31条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第17号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第17号について、原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事 務 局 それでは、親睦会の会計監査報告を鈴木委員よりお願いいたします。

委 員 それでは、先日、4月26日に監査をしましたので、監査報告を行います。

令和5年度白河市農業委員会親睦会会計収支決算について、関係帳簿及び証拠書類等を監査した結果、適正に執行されていることを認め、ここに報告いたします。令和6年4月30日。監査。

以上です。

事 務 局 ありがとうございます。最後になりますが、次回総会は5月31日金曜日、午後2時から、同じくここ正庁で開催になります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

◎閉 会

会 長 ほかにご意見等ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、これをもちまして、令和6年第4回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時40分)
